

第7回新生ふくしま復興推進本部会議

○日時：平成25年6月14日(金) 10:31-10:43

○場所：特別室

【内堀副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

早速、議題に入ります。「第一次復興公営住宅整備計画」について、避難地域復興局長から説明してください。

【避難地域復興局長】

資料1をご覧ください。

基本的な考え方でございます。復興公営住宅はコミュニティの維持・形成の拠点となるものでございます。このため入居に当たっては、市町村単位、それから複数世帯の入居、グループ入居と申しておりますけれども、そうしたことに配慮してまいりる考えでございます。また、集会室を併設するなど、その団地に入居する方はもちろん、周辺に入居されている方々、賃貸とか持家で避難されている方々も含めて、その地区全体のコミュニティの拠点として交流できるように整備をしてまいります。更にこの集会室等を活用しまして、受け入れていただいている市町村、近隣の住民の方、地元の住民の方とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金等を活用した様々な事業を展開することとしております。

2ページをお開きください。整備戸数は現段階で3,700戸を想定してございます。今回の計画は第一次計画といたしておりまして、今後、住民意向調査等精査を重ねまして、第二次、第三次と計画を見直し、必要な戸数を整備してまいりる考えでございます。スケジュールでございますが、27年度までの入居を目指して整備を進めることとしております。

3ページをご覧ください。建設に当たっては、バリアフリー、それから、3階建て以上の建物には、すべてエレベータを配置するなど、配慮してまいりたいと思います。コミュニティ集会室等を設けるといことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

4ページをご覧ください。入居の考え方でございます。コミュニティ維持のためには、市町村単位での入居、それから先ほど申し上げましたように、複数世帯でのグループ入居なども配慮しております。また、高齢者、障がい者、子育て世帯の入居にも配慮していきたいと思います。このような形で生活拠点の形成に向けて、スピード感を持って整備してまいります。コミュニティの形成には、各部局の一丸となった対応が必要となっておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。以上です。

【内堀副知事】

今の説明に関連して、土木部長。

【土木部長】

復興公営住宅につきましては、まずは用地の確保が今後の課題であると考えております。他の部局と連携しながら、特に避難地域復興局とは連携し、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。更には、設計・施工に当たりましても、できるだけ入居が早まるよう、様々な工夫を考えているところでございます。それについてもいろんな方策を探りたいと考えております。以上です。

【内堀副知事】

この計画が第一次計画であって、再度の住民意向調査等をしながら第二次・第三次と計画を見直すということですが、住民意向調査はいつやるのか目処はありますか。

【避難地域復興局長】

個別の市町村と協議をさせていただき、準備のできたところから、再度の意向調査を実施することになります。全てが同時にもう一度調査をやって、一回で決まるということが、本当は理想ではあるのですが、個別にご相談させていただく考えです。

準備が出来たものから整備戸数を見直してまいりますので、場合によっては、数次にわたる改訂になる可能性もあります。なるべく早い段階で意向調査も進めていただけるように、市町村ともご相談させていただきたいと考えております。

【内堀副知事】

例えば、Aという団地で意向調査を実施した結果、50戸増える、あるいは減るといったことがあると思います。その都度数字が暫定的に変わっていくということになるということですね。

【避難地域復興局長】

まとまった段階で変更するのか、あるいは、3,700戸という規模感をもって用地の交渉にあたっていくことも考える必要があります。時系列的に余裕がある場合には、まとめてやる場合もあると思いますが、一方で予算化の関係もございますので、早めに変更したほうが良い場合には少ない戸数でも、当該町村にとっては自分の町村がどの程度の公営住宅を確保できるのかという問題でもありますので、それぞれ相談をさせていただいて機動的に計画は見直したいと思います。

【知事】

まずは県と町村の連携があって、その上で国との連携ということになるのか。それとも、常に三者協議ということでスタートしているのか。

【避難地域復興局長】

常に国も含めて入っていただいて協議を進めておりますので、今後整備計画の見直しに当たっては、まずは市町村の意向調査において態度を表明されていない方もかなりの数おられますので、そういった方々のご意向も把握し、復興公営住宅に入りたいという希望がある方にはオンをさせていくと、それは随時国とも協議をさせていただいて、計画を見直していくということになると考えております。

【知事】

態度を表明していない方はどの程度おられるか。

【避難地域復興局長】

未回答も含めると40%くらいの方が意向表明されていないので、そのあたりの精査も今後させていただきたいと考えております。

【内堀副知事】

村田副知事から。

【村田副知事】

断続的に住民の意向を反映しながら進めてなければなりませんし、早く整備が進むように全庁協力をしてやらなければなりませんので、しっかりと。

【内堀副知事】

知事からお願いします。

【知事】

避難されている方々にとって、安心して生活できる環境は、将来を考える上でも極めて大事であるので、しっかりと対応すること。説明があったように、計画では避難されている方々のコミュニティをまずはしっかりと、それと同時に、避難先の住民の皆さんとの交流、これもコミュニティをつくる上では極めて大事なことなので、この点をしっかりと意識して、県が先頭に立って、市町村・国と連携して、27年度に入居が完全にできるよう進めるように。

【内堀副知事】

続いて報告事項。応急仮設建築物復興特区について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料2をご覧ください、応急仮設建築物の復興特区についてであります。3番にありますとおり、県内の111の応急仮設建築物が対象でございます。例えば、仮設の店舗でありますとか事務所・工場、それから、被災した学校の仮設校舎などがございます。建築基準法の規定によりまして、応急仮設の存続期間が最長2年3か月と定められておりますので、これを超えて存続させるための特区でございます。県と、関係30市町村との共同申請を考えておりまして、最終的な市町村の決裁手続きを経た上で、国に今月下旬に提出したいと思っております。国からの認定は7月上旬を予定しております。

【内堀副知事】

以上で会議を閉じます。